



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第708号 令和6年5月31日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
258	公営企業の業務状況を公表する件	財政課
259	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
260	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による公聴会を開催する件	鳥獣対策・里山振興課
261	保安林を指定する件	森林土木・保全課
262	保安林予定森林に関する通知を受けた件	同
263	同	同
264	都市計画の図書の写しの送付を受けた件	都市計画課 まちづくり室

【教育委員会規則】

番号	表題	担当課名
5	徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	

【人事委員会規則】

番号	表題	担当課名
	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	

【監査委員公表】

番号	表題	担当課名
8	定期監査結果報告に対する措置状況	

【監査委員公表】

番号	表	題	担当課名
9	財政的援助団体等監査結果報告に対する措置状況		
10	住民監査請求に係る監査の結果に基づき講じられた措置の公表		

徳島県告示第二百五十八号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条の二の規定により、令和五年度下半期分の徳島県病院事業、徳島県電気事業、徳島県工業用水道事業、徳島県土地造成事業、徳島県駐車場事業及び徳島県流域下水道事業の業務の状況を次のとおり公表する。

令和六年五月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県企画総務部財政課に備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第二百五十九号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年五月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

令和六年度徳島県公用車 十八台（リース）

2 借入物品等の特質等

入札説明書による。

3 借入期間

契約日から令和七年三月三日までの間で各車両ごとに協議の上で定める登録日から七年間

4 納入場所

入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。

3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

1 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和六年七月十一日（木曜日）午前十一時

(二) 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二一六七）

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

電話 八八 六二一 二一六七

ファクシミリ 八八 六二一 二八二八

電子メール kanzai_ka_eshi_nsei@ai1.pref.tokushima.lg.jp

2 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課車両管理担当

電話 八八 六二一 二〇六五

ファクシミリ 八八 六二一 二八二八

電子メール kanzai_ka_eshi_nsei@ai1.pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

(一) 受領期限

令和六年七月十一日（木曜日）午前十一時

(二) 提出場所

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

(二) 令和六年七月二十五日(木曜日)午前十一時
場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送(郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。)

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和六年七月二十四日(水曜日)午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

3 入札方法

入札金額は、借入期間中のリース料の総価を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「令和六年度徳島県公用車 十八台(リース)入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に係りのない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約書の作成の要否

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県企画総務部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づき長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこの契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

7 Summary

1 Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased
18 official vehicles (Fiscal year 2024)

2 Term of Lease
For each vehicle, Seven years from the vehicle registration date which will be determined by mutual agreement between the contracting parties between the contract date and March 3, 2025.

3 Time Limit of Tender
11:00 a.m. on July 25, 2024

4 Section in charge of contract
Property Management Division, Planning and General Affairs Department,
Tokushima Prefectural Government Office.
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2065

5 Enquiry Section, regarding Notice of Tender
Property Management Division, Planning and General Affairs Department,
Tokushima Prefectural Government Office.
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2067

徳島県告示第二百六十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和六年五月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

日 時	場 所	案 件
令和六年六月二十四日 （月曜日）午前十時から	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 七三 徳島県西部総合県民局美馬庁舎二 〇二会議室	大滝山鳥獣保護区特別保護地区（美馬市、既指定、面積八ヘクタール、存続期間十年間）の再指定について
令和六年六月二十四日 （月曜日）午前十一時から		箸蔵鳥獣保護区特別保護地区（三好市、既指定、面積百六十ヘクタール、存続期間十年間）の再指定について
令和六年六月二十四日 （月曜日）午後一時から	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎新館三階入札室	竜ヶ岳鳥獣保護区特別保護地区（三好市、既指定、面積百ヘクタール、存続期間十年間）の再指定について
令和六年六月二十五日 （火曜日）午後一時三十分から		大神子鳥獣保護区特別保護地区（徳島市、既指定、面積百八十六ヘクタール、存続期間十年間）の再指定について
令和六年六月二十五日 （火曜日）午後三時から		中津峰鳥獣保護区特別保護地区（徳島市、既指定、面積二十二ヘクタール、存続期間十年間）の再指定について

備考 公聴会に関する問合せ先

一 大滝山鳥獣保護区特別保護地区、箸蔵鳥獣保護区特別保護地区及び竜ヶ岳鳥獣保護区特別保護地区の再指定に関する件

徳島県西部総合県民局保健福祉環境部環境担当（電話〇八八三一五三一二〇六三

）
二 大神子鳥獣保護区特別保護地区及び中津峰鳥獣保護区特別保護地区の再指定に関

する件

徳島県東部農林水産局林業振興担当（電話〇八八―六二六―八五八二）

徳島県告示第二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和六年五月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林の所在場所

海部郡海陽町相川字杉林七の二三

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び海陽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第二百六十二号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年五月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

吉野川市美郷字重野尾五三の二、一九七、字宗田五三〇、五三二の一、五三二の二、五三二、五三三、五三四の一、五三四の三、五三四の一〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字重野尾五三の二・字宗田五三〇・五三二の二・五三二・五三三・五三四の一・五三四の一〇（以上七筆については次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第二百六十三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年五月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

吉野川市美郷字棚谷一、一一の二、三二の一、三二の三、四七、四八の二、三八四、三八五、三九八

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第二百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年五月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 都市計画の種類及び名称

徳島東部都市計画火葬場第六号 石井町・神山町・板野町広域斎場

二 縦覧場所

徳島県土整備部都市計画課

徳島県教育委員会規則第五号

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年五月三十一日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和二年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「三万三千元」を「三万四千元」に改める。

第十一条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第十一条 削除

第十二条の前の見出しとして、「（フルタイム会計年度任用学校職員の期末手当）」を付し、同条第一項第一号中「基準日」を「条例第十条第一項に規定するそれぞれの基準日（第十四条において「基準日」という。）」に、「法」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）」に改め、「及び次項」を削り、同項第二号中「連続する」を「引き続き一又は連続する二以上の」に、「（第十七条）」を削り、同項第二号及び前項に定める「を」前項第二号に掲げる「に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第三項」及び「それぞれ」を削り、同項を同条第三項とする。

第十三条第一項中「第十条第五項」を「第十条第四項」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる会計年度任用学校職員として在職した期間については、その全期間

イ 法第二十九条の規定により停職にされている会計年度任用学校職員

ロ 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けている会計年度任用学校職員

第十三条第二項第三号中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）」に改め、同号イ中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例（平成四年徳島県条例第六号。以下「育児休業条例」という。）」に改め、同条第三項中「第十一条」の下に、「（条例第二十条において準用する場合を含む。）」を加え、「及び」を「（以下「公務休職者等」という。）及び」に改め、「前項」の下に、「（第一号に係る部分を除く。）」を加える。

第十四条第三項を次のように改める。

3 第一項の在職した期間の算定については、前条第二項及び第三項並びに学校職員の給料等の支給に関する規則（徳島県人事委員会規則六・二四）第十九条第二項（第三号から第五号及び第七号に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、前条第二項第二号及び第三号中「会計年度任用学校職員」とあるのは「職員」と、同条第三項中「期間」とあるのは「期間に相当する期間」と、「前項」とあるのは「次条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第十五条中、「（昭和二十七年徳島県人事委員会規則六・二四）」を削り、同条の次に次

の見出し及び五条を加える。

(フルタイム会計年度任用学校職員の勤勉手当)

第十五条の二 条例第十条の二第二項の会計年度任用学校職員としての任期については、第十二条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第一号中「第十条第一項」とあるのは「第十条の二第一項」と、「基準日」(第十四条において「基準日」という。)とあるのは「基準日」と、「次号」とあるのは「第十五条の二において準用する次号」と、同項第二号中「前号」とあるのは「第十五条の二において準用する前号」と、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第十五条の二において準用する前項第二号」と、同条第三項中「第十条第二項」とあるのは「第十条の二第二項」と読み替えるものとする。

第十五条の三 フルタイム会計年度任用学校職員の勤勉手当の支給割合の算定における条例第十条の二第一項に規定するそれぞれの基準日(次項第八号において「基準日」という。)以前六箇月以内の期間におけるフルタイム会計年度任用学校職員の勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の在職した期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- 一 一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満であるパートタイム会計年度任用学校職員として在職した期間
 - 二 第十三条第二項第二号に掲げる会計年度任用学校職員として在職した期間
 - 三 育児休業法第二条の規定により育児休業(第十三条第二項第三号イ及びロに掲げる育児休業を除く。)をしている会計年度任用学校職員として在職した期間
 - 四 休職にされていた期間(公務休職者等であった期間を除く。)
 - 五 条例第十二条の規定により給与を減額され、又は条例第二十一条の規定により報酬を減額された期間が通算して十五日(休暇又は職務に専念する義務の免除の承認を得ないで勤務しなかったことにより給与又は報酬を減額された期間にあつては、通算して一日)を超える場合には、その全期間
 - 六 勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められた介護休暇又は介護時間により勤務しなかった期間が六十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - 七 育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - 八 基準日以前六箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合(公務又は通勤に起因する休職又は勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められた病気休暇によつて勤務しなかった場合を除く。)には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
- 第十五条の四 第十四条第一項及び第二項の規定は、前条第一項に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。この場合において、第十四条第一項中「基準日」とあるのは「条例第十条の二第一項に規定するそれぞれの基準日」(第十五条の四第一項において準用する次項において「基準日」という。)と、同項及び同条第二項中「前条第一項の在職期間」とあるのは「第十五条の三第一項の勤務期間」と、同項中「前項各号」とあるのは「第十五条の四第一項において準用する前項各号」と、「第十五条第一項後段若しくは第十六条第六項」とあるのは「第十五条の二の三第一項後段」と、「第十一条第一項後段若しくは第十二条第六項」とあるのは「第十一

条の四第一項後段」と、「第十八条第一項後段若しくは第十九条第六項」とあるのは、「第十八条の四第一項後段」と、「第九条後段」とあるのは「第九条の二後段」と、「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、「前項の」とあるのは「第十五条の四第一項において準用する前項の」と読み替えるものとする。

2 前項の在職した期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- 一 前条第二項各号に掲げる期間に相当する期間
- 二 学校職員の給料等の支給に関する規則第二十五条第二項第三号から第五号まで、第七号から第九号まで、第十二号及び第十三号に掲げる期間（同項第八号に掲げる期間にあつては、勤務時間条例第十五条の規定による無給休暇の期間が通算して十五日を超える場合に限る。）又はこれらに相当する期間

第十五条の五 フルタイム会計年度任用学校職員の勤勉手当の支給割合の算定におけるフルタイム会計年度任用学校職員の勤務成績による割合は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、委員会が定めるものとする。

- 一 勤務成績が優秀なフルタイム会計年度任用学校職員 百分の百二・五超
- 二 勤務成績が良好なフルタイム会計年度任用学校職員 百分の九十九・五以上百分の百二・五以下

三 勤務成績が良好でないフルタイム会計年度任用学校職員 百分の九十一以下
第十五条の六 条例第十条の二第一項に規定する勤勉手当の支給日については、第十五条の規定を準用する。

第二十二条中「読み替えて」を削り、「第十条第四項」を「第十条第三項」に改め、同条第一号中「基準日」を「条例第十九条において準用する条例第十条第一項に規定するそれぞれの基準日（以下この条において「基準日」という。）」に改め、同条第二号中「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」を「勤務時間条例」に改める。

第二十三条中「第十一条から」を「第十二条から」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第一項	第十条第二項	第十九条において準用する条例第十条第二項
第十二条第一項第一号	第十条第一項	第十九条において準用する条例第十条第一項
	第十四条	第二十三条において準用する第十四条
次号		第二十三条において準用する次号

第十五条	第十四条第三項	第十四条第二項	第十三条第二項及び第三項	第十三条第一項	第十二条第三項	第十二条第二項	第十二条第一項第二号	第十二条第一項	第十二条第一項第二号	第十二条第一項
第十条第一項	前条第二項第二号 前条第二項及び 前条第二項	前条第一項	前項の 前条第一項	前項各号	前項	第十条第二項	第十条第四項	前号	前項第二号	前項
第十九条において準用する条例	第二十三条において準用する前条第二項第二号 同条において準用する前条第二項及び 第二十三条において準用する前条第二項	第二十三条において準用する第二十二号 同条において準用する前条第二項	第二十三条において準用する前条第一項	第二十三条において準用する前項各号	第二十三条において準用する前項	第十九条において準用する条例 第十条第二項	第十九条において準用する条例 第十条第四項	第二十二号	第二十三号	第二十二号

第十条第一項

第二十三条の次に次の一条を加える。
 (パートタイム会計年度任用学校職員の勤勉手当)
 第二十三条の二 第十五条の二から第十五条の六まで並びに第二十一条及び第二十二条の規定は、パートタイム会計年度任用学校職員の勤勉手当について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条の二 条例	同条第一項第一号中「第十条第一項	同条第一項中「第十条第二項
	第十条の二第二項	第十九条の二第一項において準用する条例第十条の二第二項
第十五条の二 「基準日(第十四条において「基準日」という。)(とあるのは「基準日」	同項第一号中「第十条第一項」とあるのは「第十九条の二第一項において準用する条例第十条の二第一項」と、「第十四条」とあるのは「第二十三条の二において準用する第十五条の三及び第二十三条の二において準用する第十五条の四において準用する第十四条	同項第一号中「第十条第一項」とあるのは「第十九条の二第一項において準用する第十五条の三及び第二十三条の二において準用する第十五条の四において準用する第十四条
	第十五条の二	第二十三条の二において準用する第十五条の二
第十条の二第二項	第十九条の二第一項において準用する条例第十条の二第二項	第十九条の二第一項において準用する条例第十条の二第二項
第十五条の三 第一項	条例第十条の二第一項に規定するそれぞれの基準日(次項第八号において「基準日」という。)	基準日
第十五条の三 第二項	前項	第二十三条の二において準用する前項

	一の条	第二十二條の二において準用する一の条
--	-----	--------------------

第二十六條中「昭和三十三年徳島県人事委員会規則六・一七」を「徳島県人事委員会規則六・一七」に改める。

第三十一條第一項中「第十條第四項」を「第十條第三項」に改め、同條第二号を次のように改める。

- 二 条例第十條第三項の規定によるフルタイム会計年度任用学校職員の期末手当基礎額又は条例第十條の二第三項の規定によりその例によることとされる給与条例第十五條の二の三第三項の規定によるフルタイム会計年度任用学校職員の勤勉手当基礎額
- 第三十一條第五号中「期末手当基礎額」の下に「又は第二十二條の二において準用する第二十二條の規定によるパートタイム会計年度任用学校職員の勤勉手当基礎額」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和六年五月三十一日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六 一四）の一部を次のように改正する。

第六条第二項に次の一号を加える。

四 かつて職員であつた者及び他の地方公共団体又は国の一般職に属する職員の職その他これに準ずる職に正式に任用されていた者をもつて補充しようとする職に任用された職員（前三号に掲げる者を除く。）

第十一条第四項中「に掲げる者」を「又は第四号に掲げる者（第十七条の適用を受ける者を除く。）」に改める。

第十三条第一項中「経験者試験採用者」の下に「及びかつて経験者試験採用者であつた者（経験者試験採用者であつた後、第六条第二項第四号に掲げる者となつた者に限る。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和6年5月31日

徳島県監査委員 鹿 山西 公 弘
同 大 西 康 生
同 福 山 正 啓
同 眞 貝 浩 司
同 古 野 司

監査結果の公表年月日	令和6年2月9日												
監 査 の 結 果			講 じ た 措 置										
(1) 収入で未収となっているもの	<南部総合県民局地域創生防災部 阿南庁舎 > 県税について、市町等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。		1 収入未済額の状況 令和4年度の「県税」の収入未済額は、個人県民税及び個人事業税に高額な滞納が発生したことにより、前年度に比べて3,965,876円増加し、100,138,023円であった。 税目別では、市町が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が90.7%、自動車税種別割(旧自動車税含む)が3.3%と、この2税目で県税収入未済額全体の94.0%を占める状況であった。 平成22年度末に約2億4,900万円あった未済額は、縮減に向けた取組を進めたことにより、ピーク時の約40%となった。 また、徴収率については、前年と同率の98.9%となった。 【参考】 「個人県民税」の収入未済額 90,833,287円 (対前年度増減 +3,354,109円) 「自動車税種別割」の収入未済額 3,306,536円 (対前年度増減 27,771円) 「個人事業税」の収入未済額 2,912,500円 (対前年度増減 +2,454,100円)										
	県税の収入未済額の状況												
	<table border="1"> <tr> <td>令和4年度決算額</td> <td>100,138,023円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度決算額</td> <td>96,172,147円</td> </tr> <tr> <td>増 減 額</td> <td>3,965,876円</td> </tr> </table>	令和4年度決算額			100,138,023円	令和3年度決算額	96,172,147円	増 減 額	3,965,876円	<table border="1"> <tr> <td>令和4年度決算額</td> <td>100,138,023円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度決算額</td> <td>96,172,147円</td> </tr> <tr> <td>増 減 額</td> <td>3,965,876円</td> </tr> </table>	令和4年度決算額	100,138,023円	令和3年度決算額
令和4年度決算額	100,138,023円												
令和3年度決算額	96,172,147円												
増 減 額	3,965,876円												
令和4年度決算額	100,138,023円												
令和3年度決算額	96,172,147円												
増 減 額	3,965,876円												

ず納税しない滞納者に対しては、預貯金・給与・売掛金等の債権を差し押さえるなど、厳正に滞納処分を行った。

また「滞納分析会議」を定期的の実施し、財産調査により把握した担税能力を基に、個別案件ごとの滞納整理方針を協議・確認している。

このうち、収入未済額の90.7%を占める個人県民税の未済額の縮減が大きな課題となっていることから、令和5年度も引き続き、管内全市町（阿南市、那賀町、牟岐町、美波町及び海陽町）において、県と市町の税務職員の「相互併任制度」を活用した徴収支援体制を整えるとともに、地方税法第48条に基づく個人住民税の県への徴収引継などによる徴収支援を実施し、県と市町が一体となった徴収強化を図った。

3 今後の対応

今後とも、納期内納付向上に向けた広報、及び適時適切な納税指導により、自主納税を促進し、新たな滞納の発生を防止するとともに、管内市町と連携した厳正な滞納処分による公平公正な税務行政を推進し、県税収入の確保に努める。

県税の収入未済額の状況

令和4年度決算額	100,138,023円
収入済額	30,878,309円
不納欠損額	2,139,253円
令和6年3月31日現在の収入未済額	63,236,567円

< 南部総合県民局保健福祉環境部 阿南庁舎 >

児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和4年度決算額	5,918,100円
令和3年度決算額	5,512,230円
増 減 額	405,870円

未納の負担金については、「新・徳島県債権管理基本方針」及び「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」に基づき、早期の徴収に努めた。

また、未収金ケース検討会議などを通じて、負担金業務担当者と担当児童福祉司との間で家庭状況の変化などの情報を共有の上、保護者に対して繰り返し制度を説明し負担金の納付を促すとともに、生活困窮世帯に対しては分割納付を提案するなど、個々の債務者の状況に応じて粘り強く納付指導を行っている。

さらに、新規入所の際は、保護者に対して負担金制度の趣旨を丁寧に説明するとともに、納付期限を過ぎた場合は速やかな督促、納付指導により期限内納付の意識付けを行うなど、新たな未収金の発生防止に努めている。

今後とも適切な債権管理を行うとともに、これらの取組を粘り強く継続し、収入未済額の縮減に努める。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和4年度決算額	5,918,100円
収入済額	641,240円
不納欠損額	648,200円
令和6年3月31日現在の収入未済額	4,628,660円

< 南部総合県民局保健福祉環境部 美波庁舎 >

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

令和4年度決算額	1,676,880円
令和3年度決算額	1,704,880円
増減額	28,000円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和4年度決算額	20,185,752円
令和3年度決算額	18,537,014円
増減額	1,648,738円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和4年度決算額	8,733,660円
令和3年度決算額	9,152,414円
増減額	418,754円

1 児童扶養手当返納金については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員による電話や訪問による粘り強い納付指導を実施している。

また、手当の定時支払前には、管内各町に対し受給者の状況調査を依頼し受給資格等を再確認するなど、返納金発生の未然防止や早期発見を図っている。

今後とも、市町等関係機関と連携し、債務者の生活状況の実態把握に努め、必要に応じ分割返納の措置をとるなど、計画的な返納指導を行うとともに、新規認定や現況届の提出時をとらえ、不正受給の注意を喚起するリーフレットを配布し、新たな返納金の発生防止に努める。

2 生活保護返納金については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促状や催告状の文書送付、訪問、電話等あらゆる機会を通じて納付を求めるとともに、納付計画の見直しを含め、債務者の生活状況に対応した適切な債権管理に努めている。

また、「債権回収強化月間」を8月に設定し、組織的に集中的な納付指導を実施するとともに、生活保護法改正後の保護費との相殺が可能となった債権には、債務者の同意のもと、最低生活に支障のない範囲で保護費からの回収を進めている。

今後とも、市町等関係機関と連携し、粘り強い納付指導を行うとともに、新規申請者には「生活保護のしおり」を、保護継続中の者には「申告義務のしおり」を配布し、収入申告義務について丁寧な説明を行い、新たな返納金の発生防止に努める。

3 母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入については、「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人や連帯保証人に対し、担当職員と母子・父子自立支援員が電話や文書、訪問等による債権回収に取り組みるとともに、長期や多額の滞納者に対する償還指導を強化するため、未収金ケース検討会議を開催し、滞納状況とその対応策の検討を組織的に行い、収入確保に努めている。

また、貸付時において、借受人や連帯保証人から「所得証明等の提

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和4年度決算額	1,831,691円
令和3年度決算額	1,841,525円
増減額	9,834円

出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、償還開始の連絡の際には、入金指導をすることにより新たな滞納者の発生防止に努めている。

さらに、平成30年度からは、一部の長期滞納者に係る徴収業務について、滞納整理を専門に行う債権回収会社（サービサー）に委託している。

今後とも、貸付前から滞納防止策の徹底、口座振替による償還を引き続き指導するとともに、償還が滞っている世帯には、母子・父子自立支援員による各種相談や母子・父子自立支援プログラム策定事業の活用など、就労による自立支援にも一層強力に取り組むことにより、収入確保に努める。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

令和4年度決算額	1,676,880円
収入済額	44,000円
不納欠損額	0円
令和6年3月31日現在の収入未済額	1,632,880円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和4年度決算額	20,185,752円
収入済額	975,289円
不納欠損額	2,525,974円
令和6年3月31日現在の収入未済額	14,881,576円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和4年度決算額	8,733,660円
収入済額	432,920円
不納欠損額	0円
令和6年3月31日現在の収入未済額	8,300,740円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和4年度決算額	1,831,691円
収入済額	10,000円
不納欠損額	0円
令和6年3月31日現在の収入未済額	1,821,691円

< 西部総合県民局地域創生観光部 美馬庁舎 三好庁舎 >
 県税について、市町等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

県税の収入未済額の状況

令和4年度決算額	41,884,402円
令和3年度決算額	40,137,109円
増減額	1,747,293円

1 収入未済額の状況

令和4年度の「県税」の収入未済額は、41,884,402円であり、税目別では、市町が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が収入未済額全体の81.6%、自動車税が7.2%と、この2税目で県税収入未済額全体の88.8%を占める状況であった。

また、法人の大口滞納事案の発生で「法人県民税」「法人事業税」の収入未済額が一時的に増加したこと等により、県税の収入未済額は前年度より増加したが、平成20年度末に1億6,300万円あった収入未済額は、縮減に向けた取組を進めたことにより、ピーク時の約26%となった。

〔参考〕

「個人県民税」の収入未済額	34,184,722円（対前年度増減	+ 450,421円）
「自動車税」の収入未済額	3,001,915円（対前年度増減	691,100円）
「法人県民税」「法人事業税」の収入未済額	2,202,200円（対前年度増減	+ 1,610,312円）

2 講じた措置

滞納となった県税については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に沿って、計画的かつ効果的な滞納整理に取り組んでいる。

(1) 個人県民税の徴収対策

収入未済額の約8割を占める個人県民税の徴収対策として、県と市町の徴税吏員が互いの身分を併任する「相互併任制度」により、県と管内2市1町（美馬市、三好市及びつるぎ町）それぞれと協定を締結し、特定の滞納整理業務を共同で実施した。

また、地方税法第48条の規定に基づき、個人の住民税の一部について徴取引継を受け、県の徴税吏員が滞納整理を行う徴収支援については、管内1市1町（三好市及び東みよし町）で実施している。

さらに、滞納を許さない気運を醸成し、新規滞納を抑制するため、11月から12月までを「県下一斉徴収強化月間」と設定し、納税広報、県と市町との「共同催告」による納税推進を、管内市町と連携、集

- 中して実施した。
- (2) 個人県民税以外の税目の徴収対策
 自動車税をはじめとするその他の税目については、電話催告や戸別訪問による納税指導のほか、定期的に「滞納分析会議」を開催して個別案件ごとに滞納整理方針を検討・決定し、納付意思を示さない滞納者に対しては早期に滞納処分に着手する方針で取り組んでいる。
 また、7月から9月までを「滞納繰越分整理強調月間」と設定し、滞納繰越分を集中的に処理するとともに、滞納件数が最も多く収入未済額も多額となる自動車税については、担当職員から毎月の処理状況の報告を求め、その進行管理を行っている。
- 3 今後の対応
 今後とも、納期内納付向上のための広報、及び適時適切な納税指導により自主納税体制の確立を図るとともに、厳正な滞納整理を実施することで、公正・公平な税務行政を実現し、県税収入の確保に努める。また、個人県民税については、市町との連携を更に深め、徴収支援体制の一層の充実を図る。

県税の収入未済額の状況

令和4年度決算額	41,884,402円
収入済額	17,365,139円
不納欠損額	5,462,446円
令和6年3月31日現在の収入未済額	20,894,243円

< 西部総合県民局保健福祉環境部 三好庁舎 >
 返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）及び母子福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

令和4年度決算額	1,967,960円
令和3年度決算額	2,075,280円
増 減 額	107,320円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

- 1 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況
 「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、電話や家庭訪問による督促を定期的に行い、債務者の生活状況の実態を把握するとともに、粘り強く納付指導を実施し、収入未済額の縮減に取り組んでいる。
 また、新たな収入未済の発生防止策として、年1回の現況届提出時に、リーフレットを受給者へ配布して不正受給防止の注意喚起を促すとともに、手当の定時支払前には、町担当課に対して全受給者の受給資格の再確認を依頼し、町担当課との連携を強化することで、返納金発生 の未然防止と早期発見に努めている。
 引き続き、これらの取組を推進し、返納金の早期納入及び新たな発生 の防止に努める。
- 2 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和4年度決算額	14,472,341円
令和3年度決算額	13,966,606円
増減額	505,735円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和4年度決算額	3,972,022円
令和3年度決算額	4,349,787円
増減額	377,765円

「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、返納金が発生した時点で一括返納の可否を確認し、困難なケースについては、分割返済に応じている。

債権の回収に当たっては、保護継続中の者は計画的な返済を指導し、大部分は最低生活維持可能な範囲で納付継続されている。また、保護廃止の者の場合は債務者の大半が生活困窮者であるため返済が滞る場合があり、このような返済が滞っている者に対しては、マニュアルに基づき督促を行うとともに、徴収計画に基づき一定期間納付がない者を中心に、文書、電話及び訪問により粘り強く説得を重ねながら回収に取り組んでいる。

また、平成26年の生活保護法改正後に発生した返納金については、保護費との相殺が可能であることから、重点的な取組として、債務者の同意のもと、最低生活の維持に支障のない範囲で保護費からの回収を進めている。

さらに、生活保護全世界に対し「申告義務のしおり」を配布・説明した上、収入申告確認書に署名を求めることで申告義務等に関する周知徹底を図るなど、不正受給防止、収入未済発生の抑制等に向けた取組を強化するとともに、町担当課などの関係機関へも「申告義務のしおり」を配布の上、情報提供の依頼を行っている。

今後とも、個々の債務者の状況に応じた対応策を随時検討するとともに、11月の「債権回収強化期間」以降には、長期滞納者を中心に、査察指導員をはじめ、担当者がチームを組んで訪問督促し、重点的な返済指導を行うなど、収入未済額の回収と新たな収入未済の発生防止に努める。

3 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人及び連帯保証人へ督促状を送付し滞納状況を通知するとともに、滞納者全員に対して、定期的な電話や訪問による償還指導を行っている。

特に、長期滞納者については、連帯保証人に対する償還指導にも重点を置き実施している。

また、これらの償還業務を組織的な対応とするため、償還困難事例について「未収金対策会議」を開催して対応を検討するほか、11月を「償還指導の強化期間」として設定するなど、計画的な償還に向けた指導を積極的に行っている。さらに、令和3年度からは、一部の長期滞納者に係る徴収業務を、滞納整理を専門に行う債権回収会社（サービサー）に委託している。

一方、収入未済の発生防止策として、貸付時において、借受人や連帯保証人に「所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、修学資金や技能習得資金など、貸付から償還までが長期に及ぶ資金については、定期的に住所や連絡先などに関する「状況確認書」の提出を求め、借受人や連帯保証人の状況把握と貸付金償還に向けた啓発を行うことにより、新たな収入未済の発生防

止に努めている。

また、償還開始1か月前には、借受人及び連帯保証人へ「償還開始通知」を発送して償還を促すなど、収入未済の発生防止に精力的に取り組んでいる。

さらに、収入未済額の縮減策として、口座引き落としにより償還できる口座振替の手続を勧奨し、利便性に配慮することにより収納を進めているところである。

今後とも、滞納者に対する粘り強い償還指導や口座振替の利用勧奨によって、計画的で利便性の高い償還を促し、収入未済額の縮減を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に向けた滞納防止策を徹底する。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

令和4年度決算額	1,967,960円
収入済額	3,000円
不納欠損額	0円
令和6年3月31日現在の収入未済額	1,964,960円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和4年度決算額	14,472,341円
収入済額	620,757円
不納欠損額	0円
令和6年3月31日現在の収入未済額	13,851,584円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和4年度決算額	3,972,022円
収入済額	202,600円
不納欠損額	0円
令和6年3月31日現在の収入未済額	3,769,422円

< 西部総合県民局保健福祉環境部 美馬保健所庁舎 >
 児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和4年度決算額	1,786,930円
令和3年度決算額	1,530,500円
増 減 額	256,430円

滞納者に対しては、「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」及び「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、管理台帳を整備した上で、期限を定めた督促状や個別の事情に応じた督促文書の送付により納付を促している。

また、電話による催告のほか、分納等ケースに応じた償還計画を提案し、納付指導を行っている。さらに、所内でのケース検討会議において、債権管理方針を検討し、職員がチームを組んで居宅訪問するなど、組織をあげて収入未済額の縮減に努めている。滞納者の中には経済的に困窮し早期納入が困難なケースもあるが、今後とも適切な債権管理に努めるとともに、組織的な対応により未収金の早期回収及び発生防止に努める。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和4年度決算額	1,786,930円
収入済額	221,420円
不納欠損額	79,500円
令和6年3月31日現在の収入未済額	1,193,110円

(2) 契約事務で適切でないもの

< 東京本部 >
 委託契約において、契約書に定める手続を経ずに、受託業者が大部分の業務を再委託しているものがある。今後、業務遂行体制について確認を徹底するとともに、契約書に沿った適正な事務の執行を確保する必要がある。

今回の事案は、イベント等で使用するすだちくんの着ぐるみの製作委託について、契約書においては再委託等を禁止する規定を設け、再委託を行う場合には発注者の書面承諾を必要としているにも関わらず、承諾なく製作業務の大部分について第三者に実施させていたものである。担当者及び決裁権者は、「徳島県障がい者優先調達推進方針」に基づく発注については、特例的に通常必要な工程の精査は必要とせず、また、再委託の承諾手続については省くことができるという誤った認識により、契約規定と異なる事務手続を行った。

今回の指摘を受け、「徳島県障がい者優先調達推進方針」の優先発注制度の趣旨や仕組みを再確認し、再発防止と今後の適正な制度活用に向け、所属内で情報共有した。

なお、監査対象年度において、同様の誤りがないことを確認している。今後は、「徳島県障がい者優先調達推進方針」に基づく発注であっても、作業工程の確認を事前に行い、精査した上で発注するとともに、やむを得ず一部の工程について再委託が必要となった場合には、規定に沿った承諾手続を経ての実施を徹底する。

< 東京本部 >
 コピー機に係る単価契約において、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する

今回の事案は、複数年度契約をする場合の地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（少額による随意契約）の適用については、契約期間全体の金額を基準とすべきところ、単年度の支出予定額により判断し、コ

	<p>必要がある。</p>	<p>ピー機に係る長期継続契約において、入札によらず、誤って随意契約で執行していたものである。 原因は、担当者及び決裁権者の契約事務に関する知識不足にあったため、管財課の平成18年3月8日付け「年度開始前の入札執行について（通知）」や「随意契約ガイドライン」を所属内に周知し、所属全体で確認を行った。また、会計事務に関する知識の定着を図るため、管理職を含めた所属職員全員で「令和5年度会計・契約実務研修」を受講した。 なお、監査対象年度において、同様の誤りがないことを確認している。 今後とも、研修等の機会を活用し、基本的な会計知識の補充を定期的に行い、適切な事務処理に努める。</p>
	<p>< 西部総合県民局県土整備部 美馬庁舎 > 物品購入に係る単価契約において、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、道路補修に使用する常温合材の購入に係る単価契約において発生した。 当契約の支出予定額は240万円であり、「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号において随意契約によることができるとされる160万円以下」の契約に該当していないことから、本来であれば当契約は入札に付すべきであったところ、2者の見積り合わせによる随意契約で執行したものである。 当事案の発生原因としては、担当者をはじめ事務手続の確認を行わなければならない管理職や担当リーダーが「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号」の規定を正しく認識できていなかったためであることから、事案判明後、直ちに発生の経緯や原因、再発防止策等について情報共有を図るべく職員研修を実施し、管理職を含めた複数人による多重チェック体制の運用について改めて確認を行った。 なお、監査対象年度において同様の誤りがないことを確認している。 今後は、職員各々が人任せにせず責任を持って事務を執行しなければならないとの共通認識を持ち、管理職が責任を持って事務手続の最終チェックを行うなど、組織的な確認を徹底することで適正な事務執行の確保に努める。</p>

監査結果の公表年月日		令和6年3月8日
監 査 の 結 果		講 じ た 措 置
<p>(1) 現金収入に関する事務で適切でないもの</p>	<p><総合教育センター> 歳入を直接収納したときは、特別の理由がある場合を除き、即日指定金融機関等に払い込まなければならないにもかかわらず、払込みが遅れているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、当センターで実施している講座の過去資料を求められ領収した資料代100円について、本来であれば、領収後、速やかに指定金融機関等に払い込むべきところ、講座担当課において、次回講座の資料代と合わせて払い込むものと勘違いし、担当課の金庫で保管していたため、払込みが遅れたものである。</p> <p>払込みの遅れに気付いた時点で、払込処理課から担当課に、払込処理の時期について周知徹底し再発防止に努めているほか、監査対象年度において、本件以外に同じ誤りがないことを確認している。</p> <p>今回の指摘を受け、講座担当課のみならず、センター教職員に対し、現金を領収した場合は、その都度、要領に基づき速やかに払い込む必要があることを周知徹底した。</p> <p>今後も、担当者が代わる際には、講座担当者間の引継ぎだけでなく、払込処理課からも手続について周知し、現金の払込処理が遅れることのないよう、適正な事務処理に努める。</p>
<p>(2) 特殊勤務手当の支給で適切でないもの</p>	<p><城東高等学校> 教育業務連絡調整手当について、支給日数を誤っているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、教育業務連絡調整手当について、出張により学校での業務ができない日を誤って支給対象から除いていたものである。支給要件について、出張した日は同手当の支給対象とならないと給与担当者が誤認して処理し、決裁権者も確認することなく決裁を行っていたことが原因である。</p> <p>指摘のあった24件については速やかに修正し、令和5年12月26日に追給処理を完了した。</p> <p>また、監査対象期間の教育業務連絡調整手当について再点検を行い、同様の誤りがないことを確認した。</p> <p>今後は、事務課長と給与担当者において処理内容の確認を徹底することで、適正な執行となるよう努める。あわせて、正しい支給であるか受給者である教職員自身も確認できるよう、支給要件について広く教職員に周知する。</p>

徳島県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事から財政的援助団体等監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和6年5月31日

徳島県監査委員
同
同
同
鹿大福眞古
山西山貝野
公康正浩
弘生啓司

監査結果の公表年月日	令和6年2月9日															
監査の結果	講じた措置															
<p>< 地方独立行政法人徳島県鳴門病院 > 医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況</p> <table border="1" data-bbox="241 794 844 1010"> <tr> <td>令和4年度決算額に係る 令和5年5月末残額</td> <td>13,994,310円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度決算額に係る 令和4年5月末残額</td> <td>10,733,210円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>3,261,100円</td> </tr> </table>	令和4年度決算額に係る 令和5年5月末残額	13,994,310円	令和3年度決算額に係る 令和4年5月末残額	10,733,210円	増減額	3,261,100円	<p>未収金の回収については、「徳島県鳴門病院未収金管理事務取扱要領」に基づき、督促状により支払督促を行うとともに、必要に応じて電話、口頭又は適宜の文書をもって行っている。また、高額療養費や公費申請などについては、未収金対策部門のみならず医療社会福祉課職員との連携の下、各種社会保障制度を紹介することにより、未収金発生の防止に努めている。</p> <p>さらに、督促を行ったにも関わらず、支払う意思のない悪質な滞納者に対しては、令和5年9月から法律事務所と未収金回収業務委託契約を締結し、未収金回収の新たな取組とした。</p> <p>これらの取組の結果、医業未収金（診療報酬等個人負担分）の令和4年度決算額に係る令和5年5月末残額13,994,310円が令和6年3月31日現在5,993,025円となり、8,001,285円減少した。</p> <p>今後も、医師、看護師、事務職員が連携し、新たな未収金の発生抑制に努める。</p> <p>医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況</p> <table border="1" data-bbox="1339 1118 2024 1361"> <tr> <td>令和4年度決算額に係る 令和5年5月末残額</td> <td>13,994,310円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>8,001,285円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令和6年3月31日現在の収入未済額</td> <td>5,993,025円</td> </tr> </table>		令和4年度決算額に係る 令和5年5月末残額	13,994,310円	収入済額	8,001,285円	不納欠損額	0円	令和6年3月31日現在の収入未済額	5,993,025円
令和4年度決算額に係る 令和5年5月末残額	13,994,310円															
令和3年度決算額に係る 令和4年5月末残額	10,733,210円															
増減額	3,261,100円															
令和4年度決算額に係る 令和5年5月末残額	13,994,310円															
収入済額	8,001,285円															
不納欠損額	0円															
令和6年3月31日現在の収入未済額	5,993,025円															
<p>< 公益財団法人徳島県林業労働力確保支援センター ></p>																

公益財団法人徳島県林業労働力確保支援センター処務規程により、専決することができる」とされている事務局長が不在の間、理事長決裁としなければならないにもかかわらず、適切に処理がなされていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

公益財団法人徳島県林業労働力確保支援センターの事務局長は、徳島県森林組合連合会（以下「県森連」という。）の専務理事が兼務している。

専務理事の長期不在に当たっては、県森連では常務理事が専務理事の業務を代行する理事会決定がなされたが、別団体である当センターについては、事務局長が不在の場合は理事長の決裁を得べきところ、事務局長の職務についても当該常務理事が代行できるとの誤った認識に基づき業務を行ったものである。

原因は当センター規程類に対する理解が不十分であったことにあるため、全職員が当センターの処務規程及び定款等諸規程の規定内容について改めて確認を行った。また、今後、同様の事態が起こった場合には、規程類に沿って適正に事務処理を遂行する。

徳島県監査委員公表第10号

令和5年11月24日に受け付けた徳島県職員措置請求について、令和6年1月19日付けで徳島県知事に対し勧告を行ったところ、同年5月16日付けで徳島県知事から勧告に係る措置を実施した旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月31日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	眞貝浩司
同	古野司

勧告に係る措置の実施状況

1 勧告年月日

令和6年1月19日

2 勧告内容

平成29年度に行われた「阿波おどり空港における阿波藍魅力発信事業」に係る委託契約は違法であり、当該違法な契約により県が被った損害の額は、410,940円及びこれに対する平成30年3月23日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金である。

徳島県知事は、当該損害について、令和6年6月19日までに当該事業に関わった職員の責任の程度に応じた賠償を検討し、厳正に対処すること。

3 措置内容

- (1) 令和6年4月16日、県が被った損害のうち410,940円について、当時の観光政策課の担当職員（以下「被措置者」という。）に対しその9割に当たる369,846円を、また、当時の観光政策課長（以下「課長」という。）に対しその1割に当たる41,094円をそれぞれ請求した。

被措置者からは同月22日に、課長からは同月17日に納付があった。

- (2) (1)の支払を受け、同月24日、遅延損害金として、被措置者に対し112,520円を、課長に対し12,474円をそれぞれ請求した。

被措置者及び課長から、同月26日に納付があり、県が被った損害は全額補填された。

- (3) なお、被措置者については、本件に加え、観光政策課在籍中に公文書偽造・作成に当たる不適正な事務処理を複数件行っていた事実が確認された。これらは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第33条（信用失墜行為の禁止）に違反する行為であり、かつ全体の奉仕者としてふさわしくない非行であって、同法第29条第1項各号に掲げる懲戒事由に該当するとし、被措置者を同月8日付けで懲戒免職処分とした。

また、課長については、管理監督者として、業務に対する職務上の指導監督責任から、同日、文書訓告とした。